

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和2年度

社会福祉法人フィロス
ゆめの樹保育園ほどがや

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果（共通評価）（別紙1A）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果（内容評価）（別紙2A）

A-1 サービス内容

- A-1-（1） 全体的な計画の作成
- A-1-（2） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-（3） 健康管理
- A-1-（4） 食事

A-2 子育て支援

- A-2-（1） 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-（1） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	ゆめの樹保育園ほ도가や
種別:	認可保育所
代表者氏名:	佐々木真由美
定員(利用人数):	60名 (利用者 53名)
所在地:	〒240-0012 横浜市保土ヶ谷区月見台41-22
TEL/FAX:	045-459-5108/045-459-5109
ホームページ:	yumenoki-hodogaya@clock.ocn.ne.jp
開設年月日:	2016年4月1日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人フィロス

職員数	常勤/非常勤	常勤:12名 / 非常勤:10名
	専門職員(名称)	園長:1名 保育士:14名 栄養士:3名 看護師:1名 保育補助:3名

施設・設備の概要

居室数	クラス室:6、トイレ:4、調理室・厨房:1、事務室:1 他
設備等	木造二階建 ・屋外遊技場(園庭)

③理念・基本方針

- ◆保育理念
子どもたちの最善の利益を最優先し、養護と教育が一体となった保育を進めます。
- ◆保育方針
すこやかな心身と生きる力の素地を育みます。
- ◆保育目標
「見守る」「ほめる」「対話する」ことを基本に、
- ① 自己肯定感のある子
 - ② 挨拶ができる子
 - ③ 思いっきり遊べる子
 - ④ 自分の気持ちを伝えられる子
 - ⑤ 自分との違いも認められる子
 - ⑥ 自己解決ができる子
- 保護者や保育士が子どもたち一人ひとりにあふれんばかりの愛情をもって関わり、十分に認めることにより、子どもたちには自信と自己肯定感が芽生えます。こうした自己肯定感や自身によって、子どもたちにはお友達や他人へのいたわりの気持ちが芽生えます。基本的な生活習慣を身につけ、自分の言いたいことを言葉で伝え、相手のいうことを理解できるよう、愛情をたっぷり注いで自立の心を育みます。

④施設・事業所の特徴的な取組

特徴1 思いっきり遊ぶ

乳幼児期の子どもたちは遊びのなかで育ちます。保育士やお友達との関わりを通して、たくさんことに気づきます。遊びを通し、「感性・積極性・集中力・運動能力・協調性・意欲」などバランスよく身につけ、年齢・月齢に合わせた遊びを十分に楽しみます。

1. 「園庭」「散歩」で 2. 「自然」と 3. 「手や指先」と 4. 「からだ」をつかって
5. 「目で見えて」 7. 「ことば」で 8. 「かず」で 9. 「リズムック」で **あそぶ**

特徴2 土台をつくる

1. 生活する力

- ①あいさつが気持ちよくできる ②はいと気持ちよく返事をする ③くつをそろえて脱ぐ
- ④立腰(りつよう)背筋を伸ばして正しい姿勢で座る ⑤食事マナー ⑥ルールを守る

2. 基本的な生活習慣の確立

- ①食事 ②排泄 ③睡眠 ④衣服着脱 ⑤清潔 ⑥お手伝い

3. 五感を磨く

- ①視覚 ②聴覚 ③触覚 ④味覚 ⑤臭覚 「みる・きく・さわる」を中心に五感に働きかけることで、自ら進んで「やってみたい」という気持ちを引き出します。

特徴3 あふれんばかりの愛情を注ぐ

■一人ひとりをみつめる

抱きしめるということは愛情を伝える一番の方法です。「大事にされたい」「ほめて欲しい」「認めてほしい」という内在した欲求にこたえ、まずは無条件に許容します。

■認める＝「おうむがえし」することが 子どもを「認める」「受け入れる」第一歩です。

■褒める 一緒に喜び、ほめることで子どもたちには達成感が芽生えます。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日:令和2年9月14日

訪問調査日:令和3年2月17日

評価結果確定日 :令和3年3月30日

受審回数(前回の時期)

初回(前回:平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

1) 子どもの自主性が芽生えるように働きかけをしています

保育園では、子ども達一人ひとりの成長にあわせた保育を目指しています。特に0～2歳児は毎月の個別指導計画に加え、週案も個別に作成し、子ども達一人ひとりの成長を丁寧に行っています。子ども達への声かけも、子ども自身が答えにたどり着くよう、考えられるように努めています。その為に職員同士も連絡を怠ることのないよう、毎日の昼礼には保育士のほか看護師、栄養士も参加して情報の共有を行っています。

保護者とのやり取りも複写式の連絡帳を使用し、共に育てていくことの大切さを大事にしています。幼児クラスもおたより帳を使用し、保護者と連絡を密にとるよう心掛けています。

2) 自己肯定感を育む保育に取り組んでいます

園長、主任のリーダーシップのもと、保育において、肯定的な言葉のやり取りを大事にし、子ども一人ひとりが認められているという思いを感じ、意欲的に活動に取り組めるよう取り組んでいます。職員はことば掛けの時は否定的な表現は避け、肯定的に話しかけるよう努めています。子どもたちを褒めること・認めることを通して、自己肯定感が育まれるよう心がけています。

◇改善を求められる点

1) 人材育成目標「期待する職員像等」の明文化

人材育成は、研修活動等積極的に取り組まれています。が、「期待する職員像等」が、文章化されていません。明文化して周知し職員自らが将来の姿を描きキャリアアップへの意欲を引き出す仕組みづくりが期待されます。

また、現在使用している「人事考課シート兼自己評価票」の質問事項及び表現が職員のモラルアップに繋がる内容となっていない。「コンピテンシー評価」等の導入により、保育の仕事のプロセスを明確にし、どんな能力が不足しているかが職員自ら把握できるようなシートの見直しが期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

事業者名： ゆめの樹保育園ほどがや

今回第三者評価を開園して初めて受審したことによって、職員同士の自己評価を行ったことで、園運営の共通認識が深まり保育の質の向上に繋げていく機会となりました。

園として取り組むべき課題を知ることができ、令和3年度より一つひとつの課題を目標として公表し、質の向上につなげていきます。

法人に対して、今回の園の結果を報告し、社会福祉法人として求められているものを共通認識して改善と質の向上に取り組めます。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- *全ての評価細目について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- *評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
---	----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

保育所の理念、基本方針は明文化されており、職員、保護者等に周知が図られています。文章は具体的で理解しやすく、職員は入職時の説明や研修会などで学んでいます。クラス会議やカリキュラム、個人記録などで法人の理念や方針を反映して話し合いを行っています。保護者に対しては、入園のしおり(重要事項説明書)に保育理念・目標などを記載し、入園前説明会や年度末の懇談会などで丁寧に周知が図られています。毎月発行されている園のお便り『ゆめの樹だより』でも発表し、繰り返し伝えています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

b

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
 b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
 c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
 イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
 ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
 エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

事業経営をとりまく環境と経営状況は法人本部からの決算報告などで把握していますが、社会福祉事業全体の動向の分析に至っていません。地域の各種福祉計画の策定動向と内容は、区役所が主催する連絡会等に参加し、状況を掴んでいます。園長連絡会は公立・私立合同で年間4回、また私立園長連絡会も別途年間4回実施され情報交換しています。今年は新型コロナ禍で、本部との会議はWEBで実施し、情報の共有を図っています。

第三者評価結果

3

I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
 b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
 c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

経営状況は可能な限り職員に伝えていきます。特に、組織体制や設備の整備計画、保育の内容や職員体制、人材育成計画等は主任を通して具体的に伝え、園長・主任は日々職員が情報を共有し理解できるようフォローしています。今年度は保育士の退職防止に取り組み、職員アンケートを実施し、課題を明確にし、具体的に運営内容の改善に取り組んでいます。経営状況や改善すべき課題の職員への周知に取り組んでいます。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してはいるが、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

法人は中・長期計画を策定し、理念や基本方針の実現に向けたビジョンを明確にして取り組んでいます。園には中・長期計画書が書面で通知されず、職員が閲覧できていません。法人本部は中・長期計画で経営課題や問題点を明らかにして、計画を策定して見直しています。園独自の計画を策定していません。本部の中期計画では評価ができる具体的な数値目標等の設定はできていません。

第三者評価結果

5

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

園の事業計画は、単年度計画として理念や基本方針、法人の中・長期計画に基づき策定されています。策定に当たっては前年度の振り返りを全職員と実施し、利用者アンケートなどからの意向等を検討し、園長が策定しています。今年度は、『主体性を育むためにも、個々を大切に丁寧に関わる、その環境を作る』等を保育目標としていますが、施策の目標値などは設定していません。本部と合意できている施設・設備の修繕計画や職員の労働環境改善の一環としての有給休暇取得促進計画、地域との連携・交流計画なども具体的に織り込まれています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6	I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
---	--	---

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画は職員等の参画のもとで策定され、周知されています。策定に当たっては例年、前年度の2月頃に全員で項目ごとにすべての活動の振り返りを行い、話し合います。年度末に報告書を本部に提出します。年度初めに園長は、本部との次年度の施設・設備の修繕計画の合意事項や職員の意見などを踏まえ、新年度の保育計画を策定しています。事業計画を、職員に周知して理解してもらう取組が課題となっています。

第三者評価結果

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
---	-------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

事業計画の主な内容である保育計画や年間行事計画、設備修繕計画などは、入園のしおり(重要事項説明書)等で詳しく説明しています。また、保護者へは毎月発行されている園のお便り『ゆめの樹だより』や、メール連絡網『マチコミ』メールの一斉配信等で周知しています。保護者に対する説明は保育計画や諸行事の連絡が主体です。事業計画全体の主な内容の資料を作成し配布する等の周知の工夫は現在はありません。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
---	--	----------

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 - b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 - c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
 - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>
 保育の質の向上に向けた取り組みは組織的に実施され機能していますが、行事の振り返り等で一部完全に実施できていない点に課題が残っています。保育の内容については振り返りが次に活かせるよう取り組んでいます。振り返りの際は肯定的に課題を捉えることで、質の向上につながるようにしています。職員との話し合いの時間を計画的に確保し、特に若い保育士たちにはポジティブ思考で取り組むように指導しています。研修等も活かし保育の質の向上に取り組んでいます。

第三者評価結果

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
---	--	----------

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
 - b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
 - c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>
 保育の質の向上に向けた評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題については園長が中心となり明確にしています。改善策や改善実施計画の策定は、具体的なプロセスや進め方が、まだ十分に機能していない部分があり、課題としています。毎月の職員会議を全員出勤日に実施し、職員間で課題の共有化を図っています。具体的な取り組みに当たっては、クラス会議や毎日の申し送り、『マチコミ』グループラインなどを活用しています。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は、園の経営・管理に関する方針と取り組みや自らの役割と責任について職員会議等で明確にしています。服務規定や職務分担は明文化されています。平常時のみならず、有事（災害・事故等）における園長の役割と責任について、不在時の主任への権限移譲を含め、職務についての共通理解を図っています。

職員に対する指導は、年間3回実施している個人面談をはじめとして、気づいた時はその場で早めに職員に声掛けし、職員会議やクラス会議でも話し合いをしています。園長は自らの役割と責任について広報誌等に掲載はできていません。

第三者評価結果

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために、法令集等の文献を用いて理解に努めています。必要な法令順守については、都度必要に応じて調べて、横浜市や法人本部に確認しています。利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との取引は、公の場で適正に取引するよう努めています。園長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について法令等を把握に努めており、その取組を検討しています。法令順守の知識が身につくよう、職員に対しても、わかりやすい表現で周知しています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。 a

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は、保育の質の向上に常に意欲を持ち、保育に関する様々な情報を取得できるように努め、組織としての取り組みに十分な指導力を発揮しています。

昼ミーティングや会議を通して職員全体に意見を聞き課題を把握し、会議や研修を通して改善のための話し合いを行っています。特に職員に指導していることは、肯定的に物事を伝えること、例えば研修の振り返りなどでは、まず出来ることからやっていくことを大事にしています。職員一人ひとりの経験を基に教育研修の計画を立て、年間1回以上の外部研修に参加できるよう取り組んでいます。

第三者評価結果

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。 a

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は組織の理念や基本方針の実現に向けて、職員の人員配置や働きやすい環境整備に具体的に取り組んでいます。人員配置や職員の働きやすい環境整備等は職員からの要望を聞き、主任と共有したうえで、本部人事担当者に伝え実施しています。
今年度は特に、春に職員アンケートを実施し、職員個々と個人面談を実施しました。職員の要望を汲んで運営の改善に取り組んでいます。財務分析は3ヶ月ごとに実施し、適正な経営に努めています。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する法人の方針は確立していますが、職員からは閲覧できる資料がなく、分かりづらくなっています。職務分担を明確にした専門職の配置・活用を検討しています。
法人アンケート(意向調査を含む)を実施してその結果を加味して、採用計画を立てています。保育士養成校との関係を構築して、ゼミ研修に参加し実習生を受け入れ、毎年定期採用を継続しています。横浜市園長会主催の就職相談会にも参加し、採用活動を行っています。

第三者評価結果

15

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。
- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。

- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。

<コメント>

人事管理については、法人の人事基準(職務規定・給与規定など)が明確に定められ、職員等に周知されています。入職時には全職員に詳しく説明され、職員がいつでも閲覧できるようにしています。人事考課は年間2回実施され、考課を基に評価を行い、賞与に反映しています。職務に応じた成果や貢献度は手当等で給与に反映しています。横浜市の保育士処遇改善加算が適用されています。法人の人事考課シート(自己評価票)はありますが、法人からは理念や基本方針に基づく『期待する職員像等』が明確には周知されていない状況です。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

職員の有給休暇の取得状況や、入退社時間の管理(サービス残業禁止)など、職員の就業状況を把握しています。時間外勤務が労働協定締結時間を超えた場合、違法になることを伝えています。残業削減のためのハード・ソフトの充実を図っています。ハラスメントに関する研修を実施して、ハラスメントに関する相談がしやすい工夫もしています。休憩室の改善や、有給休暇は入社後直ちに5日付与、未就学児童のいる職員には短時間勤務が取得できるようにするなど、制度の見直しも進め、働きやすい職場作りに向け取り組んでいる途上です。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
 b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
 c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
 イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
 ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
 エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
 オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

「期待する職員像」の明示はありませんが、職員一人ひとりが自己の育成に向けた自己目標を設定し取り組んでいます。個人目標は自己評価の一環として作成しています。『自己評価票100』を使用しています。年度初めに各自目標を立て、中間と年度末に園長と面談を行っています。年度末には目標に対して振り返りを行い、専門性や技能の向上などについて、成長した点、課題などを園長に伝えています。振り返りは肯定的に捉えるように指導しています。非常勤職員に対しても常勤職員と同様に考えて指導に取り組んでいます。

第三者評価結果

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
 b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
 c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
 ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
 エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
 オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されています。経験年数、習熟度に応じて個人ごとの研修計画が全職員にあります。研修内容は各行政単位ごとに立てる必要があるため、横浜市で求められる保育指針に即して立案しています。年度初めに全職員の研修計画を作成し、中間で見直し、計画を修正しています。研修内容は多彩で、園長はメンタルケア検定研修が職員との会話に役立ち、また一部の職員は「横浜トリエンナーレ(国際アート展)」見学を表現力の研修として役立てています。

19

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
 b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
 c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
 ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

職員一人ひとりに対して、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた研修計画を立てています。研修計画により職員は必要な専門技術など、スキルアップの目標が分かりやすくなっています。横浜市こども青少年局主催の研修などの外部研修への参加を推奨していますが、今年度は新型コロナ禍の為、外部研修が延期になっている状況です。昨秋以降はパソコンを利用したリモート研修が実施されています。研修内容は受講した職員がフィードバックして情報の共有に努めています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
 b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
 c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 エ 指導者に対する研修を実施している。
 オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

実習生等、保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化し、マニュアルを整備しています。
各学校との連携は、園長と法人の担当者が一緒に取り組んでいます。実習生の実習経験に応じた実習プログラムを個別に作成し、実習開始前にオリエンテーションを実施しています。研修を実施して、専門スタッフを育成しています。園では受け入れに際し学校側と連携し、毎年2人ずつ受け入れ、様々な経験ができるよう配慮しています。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

b

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。

- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

ホームページ等の活用により、法人の理念や基本方針、保育の内容、事業計画や決算情報等が公開されています。各保育園の個々の決算報告書も適切に公表されています。苦情・相談の体制が明文化されて周知されています。第三者評価の受審結果は、これまで受審した全ての事業所の受審結果を公表しています。
園での年間行事やお誕生会などの行事、季節の行事も、印刷物やブログに掲載し、公表していますが、地域に向けての活動情報の発信などがまだ十分ではないと考えています。

第三者評価結果

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

b

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。

- エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

規定が明文化され、公正且つ透明性の高い適正な経営・運営のための取り組みが行われています。園における経理業務は園長が担当し、規定に基づき業務を実施しています。内部監査を行っており、必要な際は改善を即座に実施しています。職員等に職務分掌と権限・責任を明確にして周知することが課題となっています。
 横浜市の指導監査を毎年受けています。行政監査の指摘事項の改善に努め、指摘事項0を目指しています。事務・経理・取引は園と本部で明確なルールを作成し、適正な運営ができるように随時改善しています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
- ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
- オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っていますが、地域交流の基本的な考え方が文書化されていません。今年度は事業計画で、連携園交流・幼保小交流事業・小学校接続期交流・地域ネットワーク事業を掲げ取り組んでいます。
 特に幼保小交流事業では園長が今年度、交流事業の実行委員長に委任され、行事を通して地域の他施設との交流が図られています。子育て支援担当者が中心となり、研修会にも参加しています。小学校との交流も進み、今年度は体育館を借りて園の行事を実施しています。

第三者評価結果

24

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

a

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

ボランティアの受け入れに関する基本姿勢は明確にしており、マニュアルに基づいて、園の保育理念、保育目標を説明して受け入れています。受け入れ前には職員会議で周知しています。地域の学校教育等への協力についてアピールしていますが、現在は保育士養成学校が主体です。これまでインターンシップ制度で4、5名受け入れをし、入社に結びついた事例もあります。音楽・体操・ダンス・折り紙など多様なボランティアの経験はまだありません。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握して、特に保土ヶ谷区子ども支援課とは十分連携して活動しています。区の担当者とは情報共有・相談・解決に向けた取り組みの支援を受け実施しています。区園長会議(公立私立・私立のみ)が約2か月に1回開催され、情報収集に役立っています。要保護児童対策地域協議会への参画や、児童相談所など関係機関とも連携を図っています。職員とは日々の昼のミーティングや職員会議で情報を共有しています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

<コメント>

本年度は園長が地域の幼保小交流事業の実行委員長として地域連携施設の交流に取り組んでいます。また合わせて区役所担当者との情報交流や区園長会議などで地域の具体的な福祉ニーズや生活課題を把握するための取り組みを積極的に行っています。地域赤ちゃん教室や地域子育て支援連絡会、虐待防止連絡会などの地域会議にも参加して、地域の母親の意見やニーズの把握に努めています。

第三者評価結果

27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

地域の具体的な福祉ニーズに基づいて、各種の子育て支援事業に取り組んでいますが、地域コミュニティの活性化等には貢献できていません。小規模施設との連携で卒園児の受け入れや、未入所児童の一時保育の提供、園庭の開放などに取り組んでいます。消防と連携した防災訓練を毎年実施し、初期消火やAED訓練なども実施して、地域の防災対策を支援しています。地域の救命救急拠点として機能しています。夜間、休園時の外灯点灯や防犯カメラの設置、関係機関への情報提供も行っています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
 - エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
 - カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
 - キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
 - ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施についての基本姿勢を明示しています。保護者に対しては園見学や入園事前説明会などで丁寧に説明し周知しています。子どもを尊重した保育の提供に関するマニュアルがあり、職員は入職時の研修を始めとして、外部研修の受講や園内研修で学んでいます。保育の現場では、仲立ちだけでなく見守って、過剰な支援にならないよう必要な支援を行っています。性差の先入観をつくらないために色分けはせず、名簿も生年月日順にしています。

第三者評価結果

29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。

- エ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
- オ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われています。一例として、入園に際しては子どもの写真の掲載が、どこまでの範囲で可能か、一人ひとり確認をして取り組んでいます。職員はプライバシーに配慮した福祉サービスの実施内容を研修で学び、理解が図られています。また、入職時に誓約書を提出しています。職員のプライバシー遵守の意識は大変高いものがあり、一例として外部への園児の写真掲載時はトリプルチェックしています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
- エ 見学等の希望に対応している。
- オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供しています。パンフレットには保育理念や保育目標、年間行事や季節行事等が記載されています。資料等は区役所や子育て支援施設、連携園などに置いています。ブログは職員が交代で担当し、園の活動を紹介しています。紹介に当たってはわかりやすいように写真を活用しています。園見学は随時募集し、園庭解放の日を実施しています。見学会は主任が担当し、時間をかけて活動の状況を見学し、しおりに沿って細かく丁寧な説明を心がけ実施しています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。

- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

＜コメント＞

入園に際しては「入園のしおり」(重要事項説明書)で詳しく保護者に説明しています。障害児保育や医療的ケアが必要な児童の保育についても説明しています。進級者の保護者には3月初旬の懇談会で改めて説明しています。保護者からの質問には個別に対応しています。説明にあたっては、後日保育内容に同意を得られない事がないように、事前説明を十分行っています。また、変更時には明文化して同意書を書面で残すよう工夫しています。慣らし保育は4月から徐々に始めていきます。

第三者評価結果

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。

- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

＜コメント＞

保育所の変更にあたり保育の継続性に配慮して、横浜市で定められた様式に基づいて、書式(発達経過記録)を作成し、保育の必要性を記入しています。利用終了児に対しての窓口は、区の子育て支援担当課が主に担っており、利用者には相談方法や連絡先などを伝えています。移動先の保育所への電話連絡や、行政への連絡も必要の都度実施しています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。

- エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

日々の保育の中で、子どもの満足を把握するように努めています。楽しく過ごしている様子をいつも確認しています。保護者に対しては、利用者満足に関するアンケート調査を、季節の行事や遠足などの行事ごとに実施すると共に、年度末にも実施しています。アンケートの回答内容をまとめ、昼のミーティングや職員会議で分析・検討し、園だよりなどで公表しています。アンケートの結果を受け止め、改善に継続して努力し取り組んでいます。保護者からは年2回実施している懇談会や年1回の個人面談などでもご意見を伺っています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。
- オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
- カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
- キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決の体制（苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されています。園には苦情処理の仕組みをわかりやすく説明した文章が見やすい場所に掲示されています。入園のしおり（重要事項説明書）に記載し、詳しく説明をして配布しています。申し出は匿名でできる旨伝えてあります。苦情があった際は、検討内容をミーティングや職員会議で話し合い、話し合いの結果は本部に報告し、対応策は書面にて掲示し、配布しています。苦情相談内容に基づいて、振り返りを行い、改善点を見出すよう努めています。

第三者評価結果

35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

b

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。

- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>
 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できる環境が整備されています。保護者には入園のしおり(重要事項説明書)等で、「ご意見ご要望などの受付」として詳しく説明をしています。日頃の送迎時など職員との会話などでも保護者に伝えて、話しやすい環境づくりを心掛けています。保護者には園以外の第三者委員などの相談窓口の周知ができていません。専用の面会室はありませんが、相談スペースに配慮して落ち着いて話せるように、時間を調整しながら、プライバシーも守られるように対応しています。

第三者評価結果

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
 - b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
 - c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。
- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
 - イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
 - ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
 - エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
 - オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
 - カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>
 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応しています。保護者が相談しやすいように職員の勤務をシフトローテーションを組み、保護者と直接話せるよう調整しています。また、アンケートで相談や意見が寄せられることもあります。保護者からの意見は真摯に受け止めて、ミーティングや職員会議で共有し、検討して結果をお伝えし内容を公表しています。保護者からの意見が園の運営に反映した事例もあります。対応マニュアルは、年度末に見直し整備しています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
----	--	----------

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。

- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されています。管理職はリスクマネジメント研修を受講しています。事故発生時の対応マニュアルも整備され、職員に周知されています。看護師は対応訓練を行っています。事故発生記録簿やヒヤリハット記録簿が整理保存され、事故や怪我が起こった際は、ケース会議を実施し、話し合った結果を運営に反映させています。建物に関して必要箇所の改修や修繕を行っています。ヒヤリハット事例の収集や分析・対応スピード等に、より一層の取り組みを目指しています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

新型コロナウイルス対策が喫緊の課題となっている現在、感染症の予防と発生時等の対応マニュアルを作成し、看護師が中心となり感染症への対策を職員・保護者に周知徹底し対策しています。新型コロナウイルス対策では水と塩で次亜塩素酸ナトリウムを作り、朝夕、園内のドアノブ・手すり・机・インターホンなど手や指が触れる場所を中心に徹底消毒しています。子どもたちには手洗いを徹底し、外で遊んだ時は外の水道で入室前に手洗いをしています。幼児は外出時はマスクをしています。室内には外部の人を入れず、会議はリモートを多用しています。

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a)地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
 b)地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
 c)地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ア 災害時の対応体制が決められている。
 イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
 ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
 エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
 オ 防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類に保育を継続するために必要な対策を講じています。地震、豪雨等の災害に対応した避難訓練を毎月実施しています。災害対応マニュアルがあり、災害時のフローチャート等を社内研修で周知しています。安否確認方法や発生時の各機関への報告、保護者への通知方法などを毎月確認しています。火災訓練では消防署の立ち会いのもと、初期消火訓練なども実施しています。災害対応の備蓄品はリストを作成し栄養士が管理しています。訓練は毎回振り返りを行い記録を残しています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

b

【判断基準】

- a)保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
 b)保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
 c)保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
 イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
 ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
 エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
 オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

マニュアルはすべて文書化されていますが、全体的な体系化に課題があります。マニュアルに基づいて保育が実施されているかどうか、クラスの職員同士で振り返り、評価、反省を行っています。職員への周知も毎日の昼のミーティングをはじめ、職員会議やクラス会議、給食会議等で行っています。子どもの人権やプライバシーを守るのは法律として定められていることを確認し合い、園内研修で再度確認し職員の自己評価を行うことで確認しています。

第三者評価結果

41 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

b

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 - イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
 - ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
 - エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

標準的な実施方法については定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証、見直しを行っているが完全とは言えないのが現状です。保護者への伝え方も文章ばかりでなく、写真をたくさん使ったドキュメンテーションを用いたりして、分かりやすくしているが、伝え方も難しく、より良い伝え方を模索しています。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42 III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。
- ア 指導計画策定の責任者を設置している。
 - イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 - ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 - エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が策定されている。
 - オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 - カ 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。

- キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

指導計画策定の責任者は園長で、主任が統括しています。各クラスの担任が年間カリキュラムを作成し、月案週案へと落とし込み立てています。保育実践の振り返りを必ず行い、指導案の評価、反省欄に記載しています。
 家庭の状況は入園前に保護者が児童票に記入し、入園前面談で把握したに基づき個々に適した保育が展開されるようにしています。個別の配慮児に関しては、必ず記録をとり、地域の保健師や区のケースワーカーとも連携をとり保育の連続性に努めています。

第三者評価結果

43

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

年間指導計画、月案、週案、保育日誌には評価、反省欄が設けられ定期的に振り返りを行っています。子どもへの関わりや保育の進め方についても振り返りが行われ、それをもとに次の指導計画を作成しています。緊急に変更する内容によって周知の方法が違い、ミーティングで口頭や書面で行っています。監査時の助言も情報共有し、見直しが必要な時には組織的に見直しを行っています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。

- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。

<コメント>

子どもの成長に関する記録は児童票、発達記録、月間指導計画に記録されるとともに、クラス担任、主任保育士、園長間で情報を共有しています。毎日、クラスから1人ずつ参加する昼のミーティングで日々の子どもの様子を共有しています。記録に関しては記録内容や差異が生じないように主任や園長が最終チェックを行っています。乳幼児会議、職員会議、給食会議などで話し合われた内容は議事録に記録し、全職員が回覧して共有化しています。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

個人情報保護規定等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めています。規程に従い文書の保管は鍵付きの書庫で保管しています。職員は個人情報保護規定等について理解し、研修を行い、会議等でその必要性を伝えています。個人情報の取り扱いについての誓約書があり遵守しています。
個人情報の取り扱いについては、入園の際に重要事項説明書に記載をし、口頭で説明を行い、個人情報の使用許可を取っています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

* 全ての評価細目について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。

* 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、法人の東京・横浜の各園長が集まり年度末に振り返りを行い新年度のものを作成します。園によって環境、子どもも様々なので園長会で作成したものを、各園に沿ったものに主任が変更したり見直しをし、最終的に園長の承諾を得ています。主任は作成をする際、保育指針や10の姿を参考にしています。

また、園の理念や保育目標に基づいて、子どもの発達過程を踏まえ保育内容を組織的・計画的に構成し、園生活の全体を通して総合的に展開されるように配慮しています。

子ども一人ひとりの指導計画は、全体的な計画に基づいて作成し、一貫性、連続性のある保育を立案、実践しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。

c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>
園舎内全保育室に空調が設備されており、床は廊下、事務所も含め床暖房が設備されています。保育室の真ん中にシンボルツリーがあり、天井も高く設けられ、間接照明で室内を柔らかく照らすように配置されています。室内の壁も腰板が張られ、木のぬくもりが至る所に感じられます。常に適切な状態となるように、保育士、看護師、主任、園長が巡回をして確認をしています。家具はぬくもりのある木製で、色味がナチュラルなものを配置し保育の妨げにならないように配置されています。子ども達がゆったりと過ごせるよう、環境設定を常に見直して心地よい空間を確保しています。使いやすさだけでなく、習得すべき動作が身につくように工夫されています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
--	----------

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>
人権擁護のためのセルフチェックを使い、子ども一人ひとりの人権を尊重できる関わりを意識しています。年齢や月齢にかかわらず、子ども一人ひとりの発達や育ちを把握するように努めています。1歳以上のクラスはコーナー遊びを設定し、遊びを選んで遊べるようにしています。子どもが今何に興味をもっているかも大事にしていますが、まだ十分ではないと考えています。幼児クラスも3、4、5歳児が合同の部屋なので、遊びの時にはコーナー遊びを設定し、床にテープを貼って分かりやすくしています。5歳児はアプローチカリキュラムを立てて、他園や小学校との交流を持ち、就学の不安を軽減し、スムーズに入学できるように配慮しています。またせかす言葉や制止させる言葉など、指示命令は命にかかわる時以外は禁止しており、子ども達が自主的に考えられるような働きかけをしています。

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

一人ひとりの子どもの発達に合わせて、それぞれが興味をもった段階で身の回りの事や排せつ等、子どもが自分でやろうとする気持ちを育み、取り組んでいけるようにしていますが十分でないと考えています。家庭と連絡を取りながら子どもに無理なく進めていけるようにしています。

子どもの発達に合わせ保育士が必要な援助ができるように、週案も一人ひとりに即したものを作成し、さりげなく援助をしながら、子どもが達成感を味わえるように配慮しています。靴や下着の脱ぎ履きなど、子どもが自主的にできるよう、トイレや玄関に手作りの台をおいて、保育士の都合でせかすことのないように見通しを持って時間を含めた計画を立てています。

看護師が保健計画を立て子どもの年齢に応じて手洗いや咳エチケットなど必要な指導をしています。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

b

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境を整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。

- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子ども達が主体的に生活ができるように環境設定を行っています。子どもの発達によって環境設定は十分でないと考え、見直しをし、改善を行っています。表現遊びや感触遊びなどさまざまな経験を通して子ども一人ひとりの興味や関心を引き出せるように工夫しています。コーナー遊びを取り入れて子どもが主体的に好きな遊びに取り組めるように配慮しています。運動遊びは外部からの講師に委託しており、室内だけでなく近くの広場へ行って縄跳びをしたり、かけっこをしたり取り組んでいます。子ども同士のやりとりを尊重したり、もめ事になったときも仲立ちだけでなく見守って人間関係が育まれるような保育を心がけています。保育者が見本となり率先して地域の方々に挨拶を行ったり、食育の一環として八百屋さんへ買い物へ行ったり地域の施設を訪れています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

乳児保育において子ども一人ひとりにじっくりと関わられるように月齢によって担当制を取り入れ、複数担任でどの時間帯にも0歳児の担任がいるようにシフトを作成しています。適切な環境を整備し保育の内容や方法に配慮はしていますが、その時その時でこどもの体調や様子など考えるともう少し満足はできていません。保護者との連携も連絡帳の活用や朝、晩の送迎時のやり取りを通じてコミュニケーションを取るよう心がけています。子どもの発達に合わせたおもちゃを用意したり、保育士の顔の表情だけでなく、声色や雰囲気も大切にしています。また子ども自身が手にとって選べるように環境設定をしたり、発達に応じた活動を週、月単位で一人ひとりの保育の見直しを行っています。

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。

c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- オ 保育士等が、友だちとの関わりの中を仲立ちをしている。
- カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

1歳以上3歳未満児保育では、肯定的な言葉のやり取りを大事にする中で、子どもそれぞれが認められているという思いを感じ、意欲的に活動に取り組めるようにしています。子どもが自分でしようとする気持ちが一番であると考え、指示命令ではなく理由を知っていけるよう、また仲立ちだけでなく、見守る事も十分に行い、人間関係が育まれるような保育を心掛けています。一人ひとりの子どもの状況に応じた、連携した取組が課題となっています。
長時間保育では異年齢で過ごしているため、お兄さん、お姉さんたちの遊びの真似をしたりして遊んでいます。園舎の2階には、造り付けのままごとスペースもあり、1階から上がって普段とは違う雰囲気の中で遊ぶこともあります。

第三者評価結果

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- エ 子どもの育ちや取り組んできた協力的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

3歳以上児の保育については、部屋がオープンになっています。年間の異年齢保育の年間計画もあり、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備する事項が、すべての計画に記載されています。集団の中で一人ひとりの欲求を理解、対応して子ども達皆で協力することの成功体験をしたり、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組める環境を作ることもしています。
年間を通してコーナー遊びも変化をしながら、子ども達の遊びが広がって、打ち込めるようになっています。異年齢の中で年長児は自覚が生まれ3歳、4歳児は年長児への憧れが生まれていきます。年長児は3月から就学準備のため、午睡がなくなります。今年度はコロナ禍のため、小学校との連携が難しかったのですが、保育園から小学校へ質問の手紙のやり取りとともに、小学校散歩に行く取組をしました。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 - イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
 - ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 - エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 - オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 - キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
 - ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

現在、身体的に障害のある子どもはいませんが、エレベーターを設置し、園舎はバリアフリーになっています。医療的ケアが必要な場合を想定して正看護師を雇用しています。障害、医療的ケアが必要な利用者に関する事項を重要事項説明書にも明文化し、該当者がいなくても初年度から想定をした年間計画があります。そのため、職員も計画に基づいて保育ができるよう、研修等により必要な知識や情報を得ています。

配慮を要する子どもについては、まだ取り組みが十分ではないと考えています。一人ひとりの発達を把握して、状況に配慮した個別の記録や計画を立てています。行政と連携して、各年齢の役所での検診結果を共有しています。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 長時間にわたる保育のための保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
 - オ 保育時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。

- カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

長時間にわたる保育の年間計画を作成し、子どもの24時間の生活を視野に入れて保育を行っています。子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮していますが課題もあります。延長時間帯の計画と日々の日誌を記録としてつけています。異年齢保育になるので、個々がゆったりと過ごせるようコーナースペースを設けています。延長保育利用者には、補食、夕食(栄養士の手作り)の提供をしています。
 担任から遅番に伝えたいことは、昼のミーティングや引き継ぎノートで行い、もれがないように気をつけています。また、引き継ぎ内容は職員が共有できるように延長保育日誌に記録しています。職員のシフトもバランスよく幼児クラス・乳児クラスの職員が従事できるように主任が工夫をしています。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

b

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
 - b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
 - c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮がしていない。
- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

アプローチカリキュラムを作成し、就学までを見通した活動や援助ができるようにしています。園長が幼保小教育交流事業の実行委員長をしており、他にも幼保小交流事業担当者を設置しています。年間の計画の中で小学校とのやり取りを位置づけており、交流を通して就学への見通しが持てるようにしています。今年度はコロナ禍のため、実際に会っての交流はできませんでしたが、小学校と手紙のやり取りをしたり、学校内の写真を掲示することで就学への不安が少しでも軽減されるようにしています。保護者に対しても面談時に就学に関する事項を伝えています。
 クラス担任、主任、園長が関わり、保育所児童保育要録を作成し、小学校への送付と適切な保管を行っています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

安全衛生マニュアルを整備し、看護師は各クラスを回り、子どもたちの健康管理をしています。また、毎日のミーティングで各クラスの子どもの健康衛生について職員間で共有しています。看護師の作成している、「年間の保健計画」をもとに、子どもたちに健康衛生に関する指導をしています。手洗い指導・鼻のかみ方・咳エチケットなどについて、年齢に応じてわかりやすく行っています。入園からの追加予防接種は、記録表を年1回保護者に追記してもらっています。乳児突発死症候群に関しては重要事項説明書に載せ、注意喚起を行っています。職員も研修を受け乳児突発死症候群に関する園内研修を実践しています。午睡のプレスチェックの手順があり、それに基づいて保育者が確認と記録をすべての時間帯で全園児に行っています。

第三者評価結果

A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

健康診断、歯科検診ともに、年2回実施し、結果は成長記録表に記録し保護者に伝え、職員にも周知しています。毎月の身体測定の結果も記録し、保護者と情報を共有しています。体重が標準よりもオーバーしている子どもは、家庭での食事にも配慮してもらえるように栄養士との面談の機会も設けています。

今年の「フィロスアート」では、給食室からの発信で幼児に普段飲んでいる飲み物や食べ物に含まれている砂糖の量を分かりやすく掲示し、「フィロスアート」が終わってからも給食室の前に掲示し、保護者にも注意喚起をしています。年間を通して、薄着で過ごし晴れた日には散歩などの戸外活動をし、保健計画に沿って健康増進を図っています。

第三者評価結果

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
 - ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
 - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

横浜市のアレルギー対応マニュアルに基づいて「保育園のアレルギー対応マニュアル」を作成しています。入園時に面談で状況を確認し、保護者に「生活管理指導書」を提出してもらい、その後園長、看護師、栄養士、担任、保護者と確認をし除去内容を把握します。毎月の献立も個別の対応をし、保護者の承諾を得てからの提供となります。

毎日の食事の提供についてはテーブルや食器を他児とは分け、担任が給食室まで直接取りにいき、除去食を確認し最初に提供をしています。職員に対してもアレルギー提供について、入職時と全職員が1年に1回以上園内研修を実施しています。除去食であっても給食として子どもにとって満足がいくものであるよう配慮をしています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	b
-----	---------------------------------	---

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- エ 食器の材質や形などに配慮している。
- オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

食に関する豊かな経験ができるように、保育の計画に位置づけ取り組みを行っています。食育計画を作成し、子ども達が季節によっていろいろな食材を楽しみながら味わえるようにしています。0、1歳児クラスは育児担当で子どもの生活リズムに合わせて食事を行っています。2歳以上は職員が一緒に食べながら食具の使い方やマナーを伝えながら、食器も陶器製のものを使用し、扱い方もその都度伝えています。温かい主食を食べられるように3歳以上も完全給食にし、主食を園で提供しています。年齢ごとの規定量だけでなく、季節や食欲に応じて提供量を考慮しています。幼児クラスは自分で食べられる量を知っていけるように、主食を自分で盛り付ける「セミバイキング」を導入しています。苦手な食材も自分で食べてみようと思えるような声かけをしています。

第三者評価結果

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

毎月の献立は、保育園の管理栄養士が立てています。栄養士の立てた食育計画をもとに、月に1回保育士と給食会議を持ち献立の喫食状況や食具の提供の仕方など、子どもの様子を共有しています。日頃も栄養士が食事の時間に各クラスを巡回したり、特に0歳児は離乳食の喫食状況を把握し保護者を行う離乳食面談で話をしています。郷土料理や、行事に合わせて誕生会、ひなまつり、子どもの日、ハロウィン、バレンタイン、節分など子ども達が喜ぶような給食を提供しています。給食室の入り口にはその日の献立と食品群が一目でわかるよう掲示がされています。食育の一環として、園庭で野菜を栽培したり、3月は年長児のリクエストメニューにするなどしています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
 - b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるように支援をしている。
 - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

0歳児～2歳児までは、複写式の連絡帳を使用し3歳児以上も毎日おたより帳を持ってきてもらい、保護者とのやり取りを行っています。例年だと、懇談会や個人面談を行って園の方針等を説明する機会を持っていますが、今年度はブログに掲載したり、ドキュメンテーションを用いて成長を共有しています。園だより、クラスだよりを月に1回配布し、毎月のねらいや子どもの様子を写真をたくさん載せることで、保護者に理解してもらえるようにしています。給食だよりにはその月でおすすめの献立のレシピを載せたり、保健だよりも感染症についての記事を載せ子どもの生活を充実させるための情報を伝えています。送迎の際も担任が会えない時は遅番に引き継ぎ子どもの姿を伝えるようにしています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	b
-----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
 - b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
 - c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。

- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

入園の際の面談で家庭の状況や保護者の意向を聞き取り、保護者の立場に立って考え対応することを心掛けています。日々の会話やコミュニケーションを丁寧に行い、保護者が相談しやすい雰囲気や関係性を作れるようにしています。懇談会や連絡帳、個人面談等を通して子どもの育ちを共有し、一緒に子育てをする姿勢、意識を高められるように努めています。一部の保護者からは職員によって対応が異なるとの声もあります。保育士、子育て支援担当、栄養士、看護師など、専門性を生かし保護者支援ができる体制をつくっています。特に園での様子と家庭での様子に差がある場合には、子どもの状況を丁寧に伝え、より子どもの成長を助けることに努めています。

第三者評価結果

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
---	----------

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

着替えや身体測定の際に不審なあざがないか、確認をしています。子どもの権利について、全職員で研修を行い理解を深めています。子どもの権利を守るため、保育所の取り組むべき事項を重要事項説明書に記載したうえで、保護者にも説明会で伝えていきます。発見をした場合には速やかに職員共有をし、園長に伝え状況によっては区役所の関係機関に連絡をするようになっています。説明のできないあざ、傷も含めて兆候をも逃さないよう朝の視診を行い、送迎時には保育者以外の管理者が事務所にいるようにしています。保護者への声掛けを積極的に行い、些細なことでも気をつけるようにしています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）に取り組んでいない。
 - ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
 - イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
 - ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

日々の保育の振り返りは、毎日の日誌に子どもの姿をもとに具体的に記録されています。週案、月案、年指導計画も評価反省の欄が設けられ特に週案に関しては0歳児～2歳児まで個別のものが作成され、個別の指導計画が週ごとに立てられています。そのため子どもへの関わりや保育の進め方について振り返りができています。保護者からは職員の定着や対応に不安の声もあります。全職員が年度末に自己評価を行い次年度に向けての目標を立て、主体的に振り返りができるよう、園長との面談を通してコミュニケーションツールの一つとして位置づけています。また、一人ひとりの自己評価をミーティングや会議の中で話し合い保育所の自己評価につながるよう、話し合いを重ねています。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL : 0466-29-9430 FAX : 0466-29-2323